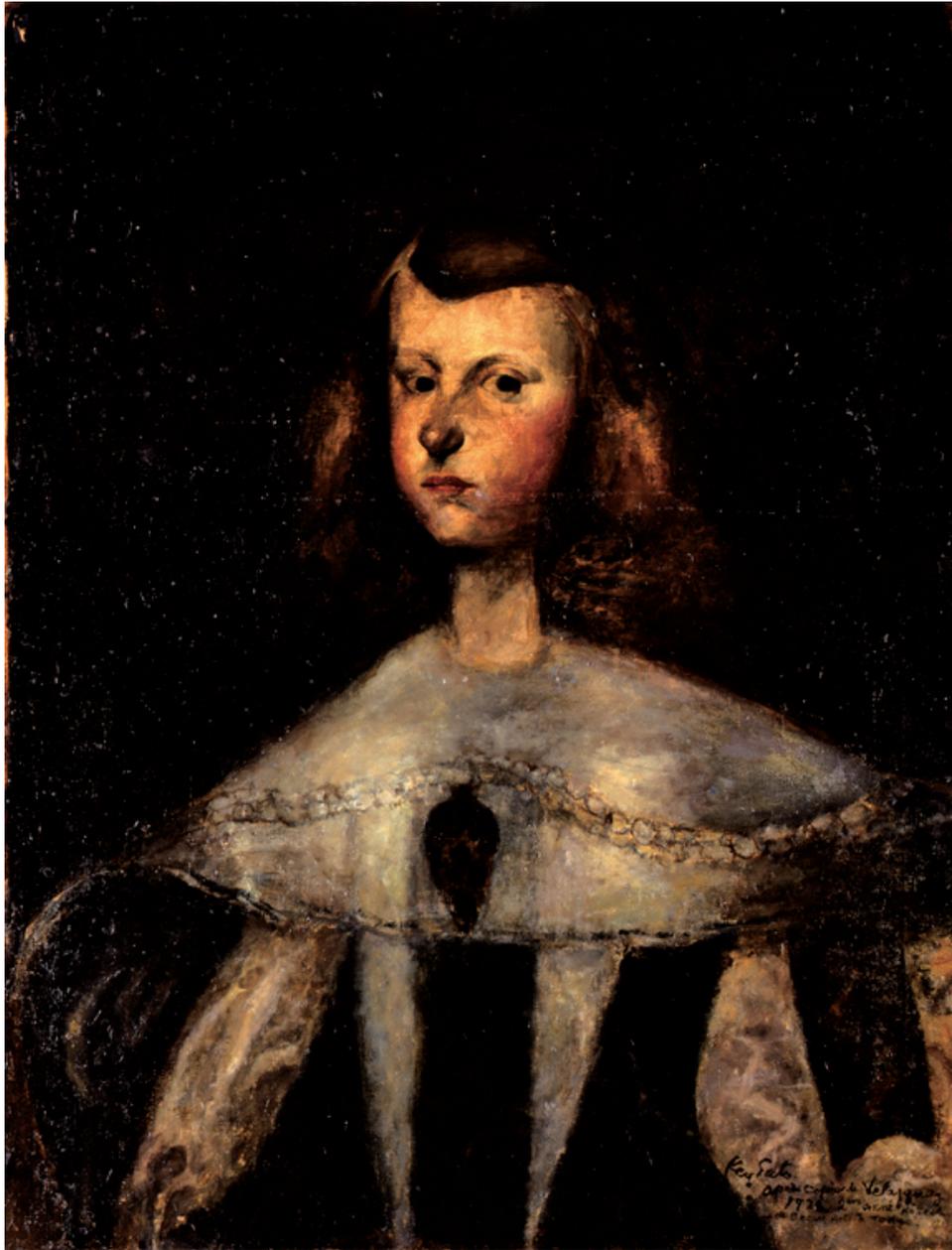


令和5年度  
大分市の教育



大分市教育委員会

# 大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例

平成 8 年 3 月 28 日

大分市条例第 2 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに自由及び平等を定める世界人権宣言の基本理念にのっとり、市及び市民の責務等に関し必要な事項を定めることにより、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権の擁護を図り、もって平和な明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、第 4 条第 1 項に規定する施策の推進を図り、市民の人権意識の高揚及び人権の擁護に努めるものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第 4 条 市は、あらゆる差別を撤廃し、人権を擁護するため就労対策、産業の振興、教育及び啓発に関する必要な施策の推進に努めるものとする。

2 市は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、当該施策の総合的かつ計画的な推進について定める基本計画及び部落差別を解消するための基本方針その他あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する方針に基づき行うものとする。

(実態調査)

第 5 条 市は、前条第 1 項に規定する施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

(委 任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年条例第 13 号)

この条例は、令和 2 年 3 月 27 日から施行する。

## ●表紙の作品について

佐藤 敬 (さとう けい) 1906年－1978年

ベラスケス模写 1928年 80.0×60.5cm 油彩・キャンバス 大分市美術館蔵

佐藤敬は、大分市生まれの洋画家。1930年、東京美術学校（現在の東京藝術大学）の卒業を待たずフランスに渡る。1932年、フランスから出品した作品が帝展で特選を受賞。帰国後の1936年には新制作派協会を創立し以後同会を中心に活躍する。1952年、再度フランスへと渡りピカソやマチスなどフランスで活躍した画家達と交流しながら制作を行い、1978年、故郷に一時帰国した折、逝去。

本作は、東京美術学校の画学生時代に、同校に所蔵される和田英作によるベラスケス作品の模写を、さらに模写した作品。限られた資料からヨーロッパ美術を学ぼうとする若き佐藤の熱意が感じられる。